

物品調達の取扱い要綱

この要綱は、公益財団法人 沖中記念成人病研究所における研究活動の不正行為の防止に関する規程第5条2号(3)について、必要事項を定めるものとする。

(定 義)

第1条 本要綱における物品とは、研究機器・什器備品・消耗品・書籍類とし、日常使用する少額の文具類は含まないものとする。

(発注・納品・検収)

第2条 物品の調達は、原則、自ら発注・納品・検収等の行為をしてはならない。

2 物品の調達は、所定の「物品購入依頼書」に必要事項を自ら記入し調度課に提出する。

3 調度課の発注者は、研究費から支出するに適合する物品であるか、予算に計上されているか等の確認を行い、所定の購入手続きを経て業者へ発注する。

4 納品はすべて調度課へ納品する、検収はすべて調度課担当者が行う。

5 調度課において発注・納品・検収を行うことにより、購入代金および納期等に影響が生じることが見込まれたため自ら発注する場合は、調度課と協議し、統括管理責任者の指示するところによる。

また、学会参加時に会場内等で購入する参考図書も本要綱の対象としない。

附 則 この要綱は、平成28年1月1日より施行する。

平成27年12月 1日 制 定